

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

津山市は、美作国の国府が置かれて以来、美作地域の産業及び経済の中心として栄え、歴史的な町並みの形成とともに、商業集積も進み、近年では内陸工業都市としても発展してきた。人口は1995年の113,617人をピークに、漸減傾向が続いており、今後も、一層の高齢化の進展とともに人口も減少傾向が進むと見込んでいる。

昭和50年の中国自動車道の開通を契機に造成した工業団地への企業立地により、金属加工業及び機械器具製造業等が多数集積し、高い技術力により地域の産業をけん引しているほか、豊富な森林資源を背景にした木材又は木製品製造業、高い縫製技術による繊維工業、地域の素材を活かした食料品製造業等の製造業又は建設業並びに卸売業及び小売業を中心とした地場産業も、地域経済を発展に導いてきた。

しかし、その一方で、経済のグローバル化、少子高齢化、人口の著しい減少等により経済社会情勢が大きく変化しており、特に近年は人材採用が大きな課題にあがるなど、市内企業を取り巻く環境はより厳しさを増している。

人材を採用するにはより魅力的な雇用環境が求められるが、そのためには労働生産性を高め、高付加価値の事業に転換することが必要となる。

(2) 目標

本計画により市内企業による先端的設備導入を促進することで、労働生産性を高めるとともに、津山圏域の中核都市として労働環境の改善、事業の高度化などに結び付け、企業の持続的成長、及び魅力ある雇用環境の実現を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に36件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

津山市の産業は、森林など豊富な資源を活用した農林業や金属製品、食料品をはじめとする製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が津山市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとす

る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

津山市の産業は、駅やインターチェンジ周辺から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、津山市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

津山市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が津山市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品や新技術の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。